

(趣旨)

第1条 この要綱は、公平公正な要介護認定調査により介護保険制度の円滑な実施を図るため、鹿嶋市会計年度任用職員に関する規則（令和元年規則第16号。以下「会計年度任用職員規則」という。）の規定に基づき、介護認定嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 嘱託職員は、都道府県等が実施する認定調査員新規研修を修了し、要介護認定調査業務に適すると認められる能力を有する者を、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 保健師又は看護師（准看護師を含む。）の免許を有する者
- (2) 介護支援専門員の登録を受けている者
- (3) 社会福祉士又は介護福祉士の資格を有する者
- (4) その他鹿嶋市の要介護認定調査業務に適すると市長が特に認める者

(職務)

第3条 嘱託職員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 要介護認定及び要支援認定に係る調査に関する業務
- (2) その他所属長が指示する業務

(再度の任用)

第4条 会計年度任用職員規則第3条第3項の規定により、公募によらず従前の勤務実績に基づく選考により再度の任用ができるのは、第7条に規定する評価基準に基づく従前の勤務実績の評価がB以上であるときとする。

(1週間当たりの勤務時間)

第5条 会計年度任用職員規則第9条第2項の規定により、嘱託職員の勤務時間は、1週間当たり31時間とし、その割振りは、職務に応じて所属長が定める。

(報酬)

第6条 市長は、鹿嶋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）及び会計年度任用職員規則の定めるところにより、嘱託職員の学歴、経験年数及び勤務時間を考慮して報酬を決定する。

(評価基準)

第7条 第4条の従前の勤務実績の評価は、次の表の評価基準に基づき行うものとし、評価の方法等は、別に定める。

行動の水準	評価
特に優れている	S
優れている	A
標準	B
劣る	C
特に劣る	D

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の施行の日以後の任用その他必要な行為は、同日前においても行うことができる。

(鹿嶋市介護認定調査嘱託職員要綱の廃止)

- 3 鹿嶋市介護認定調査嘱託職員要綱（平成26年告示第228号）は、廃止する。